

2020年3月10日
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」に関するお取り扱いについて

感染が拡大している新型コロナウイルスによる肺炎について、当社の主な保険商品における保障のお取り扱いをご案内いたします。

1. 保険金・給付金等のお取り扱いについて

(1) 入院を保障する保険商品

新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります^(注)。

(2) 死亡または高度障害を保障する保険商品

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、または所定の高度障害状態になられた場合は、疾病による死亡保険金・高度障害保険金のお支払対象となります。

ただし、現時点では、感染症による災害死亡保険金・災害高度障害保険金はお支払対象となりません(災害による割増しはございません)ので、ご注意ください。

(注)ご契約内容によっては、給付金等のお支払いに、所定の要件(入院日数等)を満たすことが必要となる場合があります。

2. ご請求のお手続きについて

保険金・給付金等のご請求のお手続きは、当社の取扱者／代理店または「保険金請求受付専用ダイヤル」までご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先	
保険金請求受付ダイヤル 0120-536-338	【受付時間】 平日 9:00～18:00／土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

マーケットリンクまたは旧東京海上日動フィナンシャル生命の保険商品にご契約のお客様	
(変額保険)保険金請求受付ダイヤル 0120-765-322	【受付時間】 平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

以上